

## 銚子市ファミリー・サポート・センター事業委託業務仕様書

### 1 事業名

銚子市ファミリー・サポート・センター事業

### 2 目的

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を行いたい提供会員と育児の援助を受けたい利用会員をそれぞれ募集し、マッチングさせることにより、地域における子育て支援の充実と児童福祉の向上を図ることを目的とする。

### 3 委託業務内容

#### (1) 会員の募集、受付、登録

- ア センター事務局及びアドバイザー 1 人以上の配置
- イ 会員の募集、受付、登録業務全般
- ウ 会員証の作成及び発行業務
- エ 会員名簿の作成及び管理
- オ 会員の援助活動に必要な傷害及び賠償保険の加入及び支払い手続き
- カ 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のための対策及び会員への連絡

#### (2) 会員への研修等

- ア 提供会員向け研修会の開催及び運営
  - \* A E D (自動体外式除細動器) の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習 (安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等を内容とするもの) について、提供会員全員に対して必ず実施すること。ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、市が適当と認める場合は、この限りでない。
- イ 会員への指導及び諸連絡
- ウ 会員の交流会の開催及び運営

#### (3) 相互援助活動の受付及び調整

- ア 相互援助活動の受付及び調整

- イ 会員同士のマッチング業務
  - ウ 相互援助活動実績の把握と管理
  - エ 会員からの苦情に対する対応
  - オ センター事務局の業務時間外における事故報告に関する業務
- (4) 緊急時対応マニュアルの作成
- (5) 次の数値を達成すること。ただし、ウについては加算部分の業務とする。
- ア 登録会員数：50人以上
- ※「登録会員数」は、提供会員及び利用会員それぞれの会員数を合計した数で、令和4年度末の会員数をいう。
- イ 年間24時間以上の講習を実施すること。講習内容には「安全・事故」の項目を必ず含むものとする。
  - ウ 土曜日、日曜日又は祝日に以下の(ア)及び(イ)を合わせて履行期間内に30回以上実施すること。
- (ア) 会員登録を行うための事業説明会
  - (イ) アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前打ち合わせ
- (6) Web媒体等を活用して、銚子市ファミリー・サポート・センター事業について情報発信を行う。
- (7) その他、事業実施に必要な業務

#### 4 実施体制

本事業の実施に当たり、アドバイザーを1名配置する。また、アドバイザーを補助するためサブリーダー1名を配置することができる。

#### 5 関係書類の提出

受託者は、次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 業務計画書

受託者は、銚子市と協議のうえ、本事業の実施方法、実施体制及びスケジュール等を明記した業務計画書を提出し、銚子市の承認を受けなければならない。また、業務計画書に変更が生じる場合は、事前に銚子市の承認を得る

ものとする。

(2) 実施報告書

受託者は、本事業についての実施報告書を提出するものとする。

(3) その他

受託者は、銚子市からの指示に基づき、適宜、必要な書類を提出するものとする。

## 6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者は、銚子市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分に留意し、個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(2) 危機管理

本事業を行うに当たっては、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、業務の遂行に支障を来すことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

(3) 損害賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由により、銚子市又は第三者に損害を与えた場合、受託者が損害賠償責任を負うものとする。また、その損害について、銚子市が第三者に対し賠償した場合、市は受託者に対して賠償した金額及び賠償に伴い発生した経費を求償できるものとする。

## 7 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、銚子市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（令和4年銚子市告示第31号）ほか関係法令を遵守するとともに法令上の責任を負うものとする。

(2) この委託業務内容に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、銚子市と受託者が協議の上、別途定めるものとする。